

令和 8 年 7 月 14 日
庁 議 資 料

専決処分の報告について

下記事案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分したので報告します。

記

- 1 内 容
令和 8 年 4 月 27 日（月）午後 2 時 30 分頃、シルバーピアいわど（狛江市岩戸北三丁目 3 番 7 号）の退去手続きが完了した部屋において、退去者の保証人より依頼を受け、担当課職員が残置物であるシーリングライトを施設内の集会室へ移動。翌日、令和 8 年 4 月 28 日に保証人が当シーリングライトを回収したところ、カバーの破損を確認した。
当シーリングライトについては、ケース等での保管はせず、露出した状態であった。また、集会室は未施錠であり、不特定多数の出入りができる状況であった。
以上のことより、担当課職員の善管注意義務を怠ったことが事故原因と判断し、損害賠償金の支払いを行うこととした。
- 2 損害賠償額
8,460 円

令和 8 年 7 月 9 日専決処分